

バレーボール(市民ルール) 主な改正内容の概略 (平成22年4月1日運用開始)

京都市
京都市体育振興会連合会

「旧」競技規則内容	改正内容	「新」競技規則関係条項
ボールは白色指定	ボールの色指定を無しにした	第3条第1項
ボールの内気圧は0.40～0.45kg/cm ²	ボールの内気圧は0.30～0.325kg/cm ² また、hPaでの表記を追加	第3条第2項
「主将」と表記	「キャプテン」の表記に変更	第4条第1項、第5条第1項等、関連箇所すべて
キャプテンマークの規定なし	ゼッケンにキャプテンマークを入れる	第5条第4項
得点の条件にサーブ順間違い以外のサービスの反則が入っていない	「サービスの反則があったとき」を追加	第8条
フットボールの反則	削除した	第8条 関連「第19条第2項」
腰から下でボールに触れると反則	サービスを除き身体の中の部分に触れてもよい	第19条第2項
相手チームからの打球に対する1回目のプレーで、ドリブルした場合はすべて反則	相手チームからの打球に対する1回目のプレーで、ひとつの動作中のドリブルは反則としない	第19条第2項
ブロックをした競技者が続けてそのボールに触れた時はドリブルの反則	ブロックをした競技者が続けてそのボールに触れても反則としない(チームの接触回数は2回とする)	第19条第2項
プレーに関係ない時でもネットに触れると反則	ボールをプレーする一連の動作でない場合はネットに触れても反則としない	第20条第3項
主審は判定にあたって他の審判を呼び寄せない	必要な場合は他の審判を呼び寄せ最終判断を下す	第24条第2項
副審の責務で、タイムアウト終了、セット間中断終了の吹笛の記載なし	副審の責務として、タイムアウト終了、セット間中断終了の吹笛を記載	第25条第2項
ハンドシグナルの順序は、反則の種類の後、ポイント(次のサービスチーム)を示す	主審が吹笛した場合は、得点を得たチーム→反則の種類 副審が吹笛した場合は、反則の種類を先に示し、主審に追従して得点を得たチームを示す	第27条第1項
主審のハンドシグナルで、両手で行う場合は反則をおかした側で行う	主審のハンドシグナルで、両手で行う場合は正面(副審側)を向いて行う	市民バレーボール審判員の心得